

令和6年度第1回
千葉市障害者施策推進協議会

令和6年7月19日

令和6年度第1回千葉市障害者施策推進協議会議事録

1 日時 令和6年7月19日（金曜日）午後7時00分～午後9時00分

2 場所 千葉市役所1階正庁

3 出席者

（委員）大濱会長、初芝副会長、伊藤委員、中上委員、斉藤委員、坂本委員、松浦委員、佐久間委員、神子委員、野崎委員、加藤（悦）委員、加藤（清）委員、国本委員、山口委員、山下委員、村田委員、新倉委員、成田委員、内藤委員、高山委員、高梨委員

（事務局）今泉保健福祉局長、横田保健福祉局次長、高石高齢障害部長、大坪障害者自立支援課長、薄田障害福祉サービス課長、小倉精神保健福祉課長、他2名

計31名

4 議題

情報取得や意思疎通に支援が必要な人への支援に関する条例の制定について

①条例検討の背景及び本市の現状

②条例制定に向けたスケジュール

③条例制定に向けた論点整理

5 議事の概要

①条例検討の背景及び本市の現状

事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

②条例制定に向けたスケジュール

事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

③条例制定に向けた論点整理

事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

6 会議経過 別紙のとおり

午後7時00分開会

(翠川障害者自立支援課課長補佐) ただいまより、令和6年度第1回千葉県障害者施策推進協議会を開催させていただきます。私は本日、司会進行を務めさせていただきます。高齢障害部障害者自立支援課課長補佐の翠川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日でございますが、聴覚や視覚に障害のある委員が多数ご出席でございます。意思疎通に支援が必要な方への支援を取り扱うことも踏まえ、ゆっくりとしたスピードではっきりとご発言いただき、どなたにもわかりやすい会議の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それではまず初めに、今回から新たに委嘱させていただきました委員の方のみではございますが、委員名簿の上から順にご紹介させていただきます。

まず初めに、NPO法人千葉盲ろう者友の会理事加藤清道様。

(加藤清道委員) はい。加藤です。よろしくお願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) 続きまして、千葉県重症心身障害児者を守る会会長、加藤悦子様。

(加藤悦子委員) どうぞよろしくお願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) 続きまして、千葉公共職業安定所所長、神子真二様。

(神子委員) 千葉公共職業安定所、ハローワーク千葉の神子と申します。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) 続きまして、千葉商工会議所常務理事、松浦良恵様。

(松浦委員) 千葉商工会議所の松浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) ありがとうございます。続きまして、独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構千葉障害者職業センター所長、中上英二様。

(中上委員) 千葉障害者職業センターの中上です。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) ありがとうございます。続きまして、千葉県精神保健福祉審議会 野崎昭子様。

(野崎委員) よろしくお願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) 続きまして、千葉市中途失聴・難聴者協会会長、平岡利政様。平岡様につきましては、本日欠席となっております。続きまして、千葉県手話通訳問題研究会千葉市班班長、山口美香様。

(山口委員) よろしくお願ひいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) 続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。はじめに次第、続いて座席表、続きまして、委員名簿、続きまして、千葉県障害者施策推進協議会条例。資料1といたしまして、「条例検討の背景及び本市の現状」、資料2といたしまして、「条例制定スケジュール」、資料3といたしまして、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」、続いて資料4は、①から③の三つに分かれております。資料4①として、「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」。資料4②として、「習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例」。資料4③として、「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」。最後に、資料5といたしまして、「条例制定に向けた検討事項」。お配りしております。以上でございますが、お手元にそろってありますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、保健福祉局長、今泉よりご挨拶申し上げます。

(今泉保健福祉局長) こんにちは。保健福祉局長 今泉でございます。本日は、皆様本当にありがとうございます。日頃より、委員の皆様には、本市の障害福祉行政の推進に多大なるご支援、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして御礼申し上げます。

本市では、令和6年度から8年度までを計画期間とする三つの計画、第6次千葉県障害者計画、第7期千葉県障害福祉計画、それから第3期千葉県障害児福祉計画、この三つの計画をスタートしたところでございます。

計画の策定に当たりましては、昨年度、委員の皆様には、精力的にご審議いただきましたことを改めて感謝申し上げたいと思います。障害者差別解消法の改正法の施行、そして法定雇用率の引き上げなど、障害のある方をめぐる環境が変わってきている中で、本市としましても、障害者の方への相談支援サービスですとか、それから、特に就労支援等についても、今まで以上に積極的に取り組んで参りたいと考えているところでございます。

本日の会議では、聴覚障害や視覚障害など、情報伝達、意思疎通に配慮が必要な方への支援に関する条例の制定に向けまして、国の法制度や他市の状況等をまずはご紹介し、それを踏まえて、論点を整理してご意見をいただければと考えております。

先ほどご紹介をさせていただきましたが、本日は新たに改選されました4名の委員の方、そして条例の制定にあたって、ご意見をいただくために、盲ろう者、中途失聴難聴者、そして重度心身障害児者の保護者の方、それから手話通訳者の代表の4名の方にも、専門委員として加わっていただいております。委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) どうもありがとうございます。次に、本日の協議会でございますが、千葉県自閉症協会会長代行、菊池裕美委員。千葉県立養護学校校長、白井貴委員。千葉県中途失聴難聴者協会会長、平岡利政委員が欠席となっておりますが、委員24名中、21名のご出席をいただいておりますので、千葉県障害者施策推進協議会条例第五条第2項に基づき、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日の会議は、千葉県情報公開条例第25条に基づき、公開となっております。

それではこれより議題に入らせていただきたいと思います。議事の進行について、大濱会長、お願いいたします。

(大濱会長) 皆様こんばんは。会長、大濱でございます。連日猛暑が続いていて大変だと思えますけれども、まずここに来て、コロナが増えてきております。皆様どうぞ気を付けてください。

本日は、千葉市条例の制定についての会議でございますので、どうぞ皆様、大事な会議でございますから、慎重にご意見をいただければと思います。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。情報取得や意思疎通に支援が必要な人への支援に関する条例の制定に係る議題1。資料1「条例検討の背景及び本市の現状」について事務局より、説明をお願いいたします。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課長 大坪です。よろしく申し上げます。

資料1をお手元にご覧ください。先ほど会長よりご紹介いただきました、まずは、今回、制定しようとしております条例の検討の背景と、本市の現状を説明いたします。

まず、ご覧の通り、下記の状況を踏まえまして、条例をの制定を検討することとしておりまして、まず、(1)として、国等の法制度の状況がございます。

1番目にある「障害者の権利に関する条約」、ここに「『意思疎通』とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と明記され、国際的に手話が言語であると初めて位置付けられました。

それを受けまして、国の法律におきましても、障害者基本法に改正されまして、第三条に「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と明確に位置付けられております。

そして、国の法律におきまして、手話だけでなく、広く、様々な障害特性のある方に対する、情報保障をうたった、「障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法」が令和4年5月に施行されています。資料3につけておりますが、長くなりますので割愛をいたします。様々な障害のある方に、情報の取得、意思疎通にかかる施策を自治体ごとに策定するよう義務づけている理念の法律でございます。

そして、記憶に新しい今年4月、「障害者差別解消法改正法」が施行されまして、今まで役所のみが義務だった合理的配慮は、努力義務だった広く民間の事業者にも課されました。

障害のある人が、情報を十分に取得して利用する、意思疎通の円滑化を図る、これが社会参加、権利行使の根幹となりますので、そういう意味でも、障害のある方の意思疎通の保障、情報取得の保障というのは大事なこととなります。

加えまして、この条例をつくらうとした、一つのきっかけが、「東京2025デフリンピック」の開催です。来年、令和7年11月に、日本で初めて夏季デフリンピックが開かれます。千葉市は、成田空港から都内会場等の中継に位置してまして、当然通過するときに、様々な国からろう者の方々を含む、いろんな方がいらっしゃる事が想定されますので、このタイミングが、意思疎通を図る条例を定める契機と考えております。

加えて、他の自治体の取り組みです。皆様もご存知かと思いますが、すでに多数の自治体で条例を制定するなどの取り組みが進んでいます。この条例には二つのタイプがありまして、一つは、手話言語条例。手話が言語であるという認識を位置付けたり、手話の理解促進・普及に特化した条例。もう一つが、今回、制定を考えております、多様な障害特性に合わせた意思疎通の支援を包括的に規定する条例。情報コミュニケーション条例のタイプでございます。これは、手話をはじめとして要約筆記、点字、知的障害のある方等に対する平易な表現、様々なコミュニケーション手法を、多様な障害特性に合わせて包括的に規定する条例でございます。制定状況は、全国の全日本ろうあ連盟の調査によると、手話言語条例が536自治体、情報コミュニケーション条例が117自治体、制定されております。以上が、国の制度等の背景でございます。

次に、千葉市の現状でございます。まず、各障害手帳の所持者数でございます。時間がありますので割愛しますが、例えば、身体障害者手帳の合計の人数、視覚障害のある方の人数。聴覚並行機能の障害がある方の人数は、それぞれこの3年間に増加しております。ちなみに身体に障害のある方の総数は、令和5年度末で31,103人。うち、視覚に障害ある方が1,921人。聴覚平行機能障害のある方が2,453人となっております。また、知的障害のある方が取得する療育手帳、これも3年間増加し続けておりまして、令和5年度は8,328人です。精神障害者保健福祉手帳も、令和5年度11,452人となっております。

次に(2)、本市における、意思疎通・情報保障に関する主な取り組みについてでございます。まずは、手話通訳者設置事業。本庁舎に1名、各区の保健福祉センター高齢障害支援課に1名ずつ手話通訳者を設置しております。

またそれ以外にも、ろう者の相談員を中央に1名設置しておりまして、いわばピアサポーターとして支援に携わっております。

その他、本日もお越しいただいております、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業でございます。手話通訳者の派遣件数におきましては、年々増加して、令和5年は2,050件、要約筆記者は、令和5年は少し減っているんですが、235件となっております。

また、遠隔手話通訳システムとしまして、主にコロナ禍で、病院が本人以外入室を認めない。そういったときに、タブレット端末を病院におきまして、端末で遠いところから手話通訳をするというのを実施しております。

次のページに進んでいただきまして、夜間及び休日の緊急時の手話通訳派遣。これは24時間365日、救急搬送、あるいは警察に緊急性のある手話通訳者の派遣要請があったときは、必ず駆けつけるというサービスを行っております。これはつい最近まで千葉県で千葉市だけが行っていたサービスになります。

そして、手話通訳者等の養成事業です。ご覧の通り、手話通訳は手話奉仕員と手話通訳者の5年間の講座を経て、通訳者となります。そして要約筆記者も、2年間の研修を経て通訳者となりますので、前期講座・後期講座を、1年ごとに行っております。そしてその他、点訳奉仕員と朗読奉仕員という、主に図書館等で、録音図書を作ったり、点字図書の点訳をするための研修も、前期・後期と1年ごとに行っております。養成人数は、ご覧の通りで、手話奉仕員課程ですと20前後、ただし、どうしても難易度が上がりますので、手話通訳者の講座に移りますと10人台になりまして、最終の修了者は、令和4年度ですと、5名と少なくなっております。そして要約筆記者は、大体5人程度。点訳奉仕員は、直近の後期課程ですと、令和4年の11人、朗読奉仕員も7人となっております。参考までですが、手話奉仕員は、今年度の前期講座におきましては、申込者が多数いらっしゃいまして、現在50人を超

える受講者がおります。

そして、本日お越しいただいております、盲ろう者向け通訳・介助員派遣及び養成事業でございます。これは千葉県の事業に千葉市、船橋、柏市が協定を結び、負担金をお支払いして、実施をしております。

他には、視覚障害者の方向けの声の市政だよりがあります。そしてここからは、いろいろな障害のある方に対する事業ですが、日常生活用具及び補装具支給として、普段在宅で使う情報意思疎通の支援用具として、例えば、文字をパソコンから読み取って点字化する用具や、聴覚障害のある方に対するFAX等を支給したり、あるいは補装具として、視覚障害のある方に対しては、盲人安全杖いわゆる白杖。あとは、聴覚障害の補聴器、肢体不自由の方の意思伝達装置、こういったものを支給しております。

続きまして、軽度中等度難聴児補聴器購入費助成。これは、障害手帳取得まで至らない障害であり、学齢のお子様に対して、授業を円滑に受けていただくためなどを目的として、補助を出しております。

あとは、避難所におけるコミュニケーション支援ボードとして、災害発生時に、知的障害や発達障害等ある方が、意思疎通をできるように、絵や記号を使って、コミュニケーションを図るボード全避難所に備え付けております。

少し長くなりましたが、まずは、本市の条例検討の経緯として、市の施策を紹介いたしました。ありがとうございました。

(大濱会長) ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。特にありませんか。よろしいでしょうか。では、以上で、議題1を終わります。

続きまして、議題2、資料2「条例制定に向けたスケジュール」ですが、事務局から何かございますでしょうか。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課長の坪です。資料2について説明をいたします。この条例は、いろいろな障害の特性のある方の意思疎通等にかかる条例であること、そして、様々な立場の方の意見をいただいて進めていくものと考えていますので、いつもよりも、多い回数の会議を行って、条例の制定に向けて検討を進めて、皆さんが共有できるものとしていきたいと思っておりますので、少々回数は多いですが、ご議論いただきたいと思っております。

具体的には、昨年度3月にまず条例検討のアナウンスをいたしました。今回、令和6年度の第1回で、まずは論点の整理とご意見をいただく場としております。

そして、9月の第2回で、本日のご意見を踏まえた、骨子案を提示したいと思っております。ここはまだイメージとしては、文章までは至らないものと考えております。

次に、11月の第3回の会議におきまして、素案を提示したいと思っております。ここでようやく文章の形になっていくイメージでございます。あとは、令和7年度、当初予算におきまして、コミュニケーション支援としてどのような事業を行っていくかの、考え方を説明したいと思っております。

そして、令和7年1月、第4回の会議で、条例案をまず1回、ご提示したいと思っております。ここでさらにご意見をいただいた上で、3月に条例案を確定。ここで、令和7年度当初予算もご説明をしたいと思っております。

この条例は、広く市民の方の意見をいただいて、成案とすべきものと考えてますので、

パブリックコメント手続を実施する予定です。パブリックコメント手続の準備は今年度中に着手します。そして、令和7年5月、パブリックコメント手続が終わり、市民の方に広く意見を伺って、議会で諮る条例案を確定したいと思っています。そして、ここで長い会議は終了いたしまして、令和7年6月の第1回の定例会、ここに議案として提出をいたしまして、議員の皆様にご議論いただいて、制定としていけたらと考えております。

そして、条例に基づきまして、どんな施策を実施していくかが大変大事ですので、引き続きどこかのタイミングで、その施策推進に対する議論を重ねていければと思います。会議の開催回数ですが、議論の進捗によりまして、もう少し増える、あるいは減るといったように、回数が変わる可能性がございますので、またその際は、事務局から都度、お知らせいたします。以上、スケジュールについての説明でございました。ありがとうございます。

(大濱会長) はい、ありがとうございました。それでは、ただいまのスケジュールの説明に対して、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上で議題2を終わります。続きまして、議題の3。条例制定に向けた論点整理ですが、事務局から何かございますでしょうか。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課長の大坪です。それでは、条例制定に向けた論点整理につきまして、説明をいたします。まず資料4①から説明をいたします。資料の3は、法律の内容でして、今日はお時間の都合もありますので、割愛をさせていただきます。資料4①②③は、他の自治体の条例の例でございます。

まず、資料4①は、堺市の条例です。この条例は、本市と同じ、コミュニケーション支援の条例ですが、手話の現行の位置付けやその普及もあわせて、同じ条例で、定めているタイプでございます。まず、1ページ目を見ていただくと、条文の前に長い前文があります。手話言語条例・情報コミュニケーション条例は、その制定の経緯や様々な立場の方の思いもあるものでもありますので、前文がある例が非常に多いです。ここも、どのようにしていくかというのは、委員の皆様のご意見をいただいて、進めていきたいと思っております。この堺市の条例も、やはり、冒頭に説明した、手話がろう者の方にどういった存在かということと、様々なコミュニケーションの手段等があるということが書かれております。

そして、目的以降は、それぞれの自治体に、大体共通する項目が、ここは並んでおります。どういうことが規定されているかというのは、後ほど説明しますが、大体、目的から、言葉の定義、運営、そして、市の責務と、それぞれの立場の事業者の方等の役割、そういったものが制定されておまして、この条例は全部で第14条まであります。理念の条例ですので、市のいろいろな条例の中では、比較的条文が少ない条例です。以上が堺市の、コミュニケーション支援と手話両方の意味合いが含まれている条例の特徴です。

そして、資料4②、習志野市の条例でございます。習志野市の条例は、手話点字等の利用を進めていくかが書かれておまして、こちらもタイプとしては、情報コミュニケーションに係る条例と整理されておまして、堺市の条例よりは、手話と点字に絞られた中身の条例でございます。県内では、四つしかない情報コミュニケーション条例の一つでございます。

この条例もやはり、前文が長く書いてありまして、そこには、手話が言語であるということが、定められているとともに、障害のある方の情報へのアクセス、コミュニケーショ

ンの難しさと、多様な支援が必要な方への環境整備が必要ということが書かれております。

なお、そのあとの目的や定義等というのは、かなりシンプルで、どの都市にもある項目、のみとなっております。その項目の内容につきましては、後でまとめて説明をさせていただきます。

そして最後に、資料4③。千葉県の手話言語等の普及促進に関する条例でございます。この条例は、タイプとしては、手話に特化した条例でございますが、その中でも、盲ろう者、中途失聴・難聴者といった方について、細かく丁寧に定義づけて支援をうたっているタイプの条例でございます。この条例は、平成28年度と非常に早く制定されているものでございます。なお、情報コミュニケーションに係る規定は、実は条例ではなくて、別にありまして、千葉県が、この手話に関する条例よりも前に、障害のある方への差別を解消するための条例を作っておりまして、その条例と一緒に、情報保障に係るガイドラインを独自に設定しております。そのガイドラインをもって、いろいろな方への情報保障、支援については定めており、手話のみ条例で、後で定めたと聞いております。

この条例もやはり前文が長く書いてありまして、ここには手話の今までの歴史とか、条約の話というのがかなり丁寧に書いてあります。そして、目的定義等は、他の条例と概ね同じものですが、特徴的な部分もありますので、後で紹介いたします。

以上が、各自治体の条例のタイプについてでございます。

次に、資料5「条例の制定に向けた検討事項」について説明をいたします。ここで、先ほどの各都市の条例の共通していた部分と、それぞれの都市で、特徴的な部分を説明して参ります。まず、条例の基本的な考え方です。これは、本市がどのような条例を目指すかという説明を書いております。本市は、すべての障害のある人が、障害種別によって分け隔てなく情報を利用、取得し、円滑に意思疎通を行えるよう、あらゆる障害種別の方の意思疎通の支援を位置づけた情報・コミュニケーション条例の制定を目指します。ただし、障害者権利条約や障害者基本法で「言語に、手話を含む」と定義しておりますので、市としても、条例に手話の位置付けを規定することとします。

そして、条例の構成ですが、定めるべき項目・内容は、千葉市としてどういう姿を目指すか。それぞれの主体の皆様、どのように役割を果たしていただきたい、そういうのが明らかになるよう、皆様のご意見をいただいて、固めていきたいと思っております。その策定の過程におきまして、他都市の類似条例を参考に検討したいと思っております。

次に、各都市の条例の構成と定める内容の事例を紹介いたします。

まず、多いのが、あまり他の条例にはない「前文」でございます。これは意思疎通支援に係る背景及び課題で、ここに、手話の言語としての成り立ち、そういったものを特に書いている自治体が非常に多いです。ご紹介した三つの事例におきましては、両方が書かれております。

そして次に、「目的」。これは条例の目的そのものでございまして、基本的な考え方が入ってくるところでございます。

そして、「定義」でございます。ここではそれぞれの言葉の定義をしていくところでございます。例えば、障害者といっても、いろいろな障害のある方がいらっしゃる。手帳をお持ちかどうかもございますので、障害者とはどのような方かというのも、各都市で、定義しているところも多いです。あとは、よくあるのが例えばコミュニケーションと言ってなにを指すのか、あるいは、支援に携わる方はどうなのかとか、そういったいろいろな方々によって、定義が変わってくるところを改めて市として定めるというものでございます。

そして、「基本理念」。ここは改めて条例の理念的なものを定義しております。手話言語の条例ですと、手話は言語であるということやうたう自治体が多いです。それとともに、なぜコミュニケーション支援を行うかという考え方を、位置付けている市も多いです。

そして次に、「市の責務」。まず市がどういった責任を果たすかが書いてあります。

次に、「事業者等の役割」。これは基本理念の実現に向けて、市以外の皆様がどのように役割を果たしていただくべきか、そういうことを書いております。主に、書いてある通り、市民と事業者の皆さんの役割が書かれています。

そして次に、「施策の推進」。条例を定めるだけでなく、どのようにその理念を実現していくかという、施策の推進方針が書いてありますが、大体ここでは、「基本的な方針を定めます」「推進する方針を決めます」といったことだけが書いてあることが多いです。詳しくどんな事業を実施していくかというのは、条例ではなく、個別の計画等に書いてあるということが大半でございます。

ここまでは、おそらく、ほとんどの条例に書いてあるものでございます。我々も、基本的には、こういうものを位置付けていくものだという前提で議論をしていきたいと思っております。

この下の「その他」というところが、それぞれの自治体によって、特色が出る部分でございまして、お集まりの皆様からご意見をいただいて、どういうものを書いていくか決めていくものと考えております。例としまして、まず、財政措置。これは市施策の推進に必要な財政的な措置を講じるものとする、またそういった、予算の裏付けをちゃんとやっていきたいと思いますというものでございます。続いて、当事者の意見聴取、これはまさに今のような、その条例を作った後も、当事者の皆さんの意見を聞いて、この条例を進めていきたいと思いますというものでございます。三つ目として、公共施設での啓発。これは、手話等の普及について広く市が公共の施設で啓発をしていきたいと思いますという規定でございまして。次に、学ぶ機会の提供です。これは、学校等で手話を学ぶ課程を設けるものや、広く市民の方が学べる機会を設けるというものもあります。そして五つ目、観光客や滞在者への対応です。これは、この今回の事例ですと堺市が位置付けています。もしかしたら、世界遺産等があるからという理由があるかもしれませんが、広く来訪者の方が、情報をちゃんと取得して利用できるように努めたいというものでございます。そして、次に通訳の派遣、これは千葉県の条例に位置付けられております。やはり、情報保障をするためには、障害特性に応じて通訳の方を派遣する必要がある方がいらっしゃいますので、通訳派遣は、必ず保障していきたいと思いますということを位置付けております。次に、配慮した手法での情報発信でございます。これは、それぞれの障害特性に応じて、わかり易くいろんな手法で情報を伝えていくということを明記したものでございます。そして最後、災害時の対応として、特に近年、条例を制定しているところなどに結構見られるものでございまして、これは災害が起こったとき、あるいは避難をされたときに、情報を得るのが困難な障害のある方に対しまして、その方に伝わる方法で情報を届けることが大事だということを、過去の震災等の教訓として、位置づけているものでございます。他にも、ここに書ききれないいろんな項目があるのですが、代表的なものを紹介させていただきました。

本日は、まず、それぞれの立場から、こういった条例のタイプがあることを踏まえまして、どのような条例であって欲しいか、あるべきか。そういったことを、自由にご意見いただきまして、次回の骨子を考えていくにあたってのベースとさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ忌憚ないご意見をいただきたいと思っております。説明は以上でございまして。

(大濱会長) では、ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(国本委員) 国本です。よろしいでしょうか。まず、意思疎通支援の条例について、このような検討の場を設けていただきありがとうございます。今、ご説明の方、お聞きしまして、情報コミュニケーション法上のコミュニケーション条例。それぞれの障害の特性に配慮した意思疎通の支援、またコミュニケーションがとれるように、という障害のあるなしにかかわらずというような条例は、千葉市の皆様にとってもいい条例になると思います。

ただ、私は、千葉市の聴覚障害者協会の会長として、他の聴覚障害者の会員の皆さんの気持ちもあずかってきていますので、少しご説明をさせていただきます。

手話は、私たち聞こえない者にとっては言語です。手話が言語として育ってきました。手話を使い、手話とともに生きているのが私たち聴覚障害者です。先ほど話もありましたように、平成23年に障害者基本法の改正がありました。その中で、手話が言語であるということが明確に出されています。ただ、その昔ですね、私は聾学校に通っていた時代、手話は禁止されていました。手話が使えないのです学校の中で。手話で自分たちの気持ちを伝えることができない。そのような状況の中で、非常につらい時代を送ってきました。ですので、手話を使って、自由に自分たちの思いを伝えることができる、そういった条例が、やはり聞こえない者たちにとっては必要だというふうに考えています。ですので、このような情報コミュニケーション条例とは別に、手話言語条例を作りたい。この二つをともに作りたいというのが、私たち聴覚障害者の希望です。できる範囲で構いませんので、ぜひ検討の余地があれば、加えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(大濱会長) はい。では事務局の方、お願いします。

(大坪障害者自立支援課長) はい。障害者自立支援課大坪でございます。まず、手話に係るいろんな歴史というのは、改めて了解いたしました。言葉の一つとして自由に使えるようにというのは、私ども事務局も、当初から大事だということで、意思疎通に係る条例では、手話は言語であって、ろう者の方の思いに寄り添ってちゃんと使えるようにすると。言語としてちゃんと位置づけるということは、入れていきたいと、もちろん思っております。

また、手話言語条例を単独で位置付けて、情報コミュニケーション条例と、2本立てで定めている自治体が多くあるのは、存じております。一方、堺市のように、手話を言語として位置付けながら、情報コミュニケーションの条例として、一つの条例にまとめているところもあります。事務局が一つの条例でと考えているのは、やはり広く、色々な障害のある方のコミュニケーションを保障し、ろう者の方を初めとした、様々な立場の方への支援について定めたいと思ひまして、一つの条例をと考えているところでございます。手話言語条例と情報コミュニケーション条例の2本立てで定めて欲しいというご意見は、今後の議論で、決めていきたいと思っております。

(大濱会長) 国本委員、よろしいでしょうか。

(国本委員) はい、ありがとうございます。では続きまして、高梨委員、お願いします

(高梨委員) 視覚障害者協会の高梨です。今、国本委員会の話がありましたが、手話を言語ということは権利条約、障害者基本法でもうたわれておりますので、これをきちんと位置づけることはとても大事なことだというふうに思っております。ただ、千葉県の条例で、手話言語条例という形での、手話の位置付けがかなり明確に打ち出されておりますし、市町村の役割責任についてもうたわれております。千葉市は千葉県の、1自治体でもありますので、手話言語条例を千葉市が作る必要性は、それほど大きいとは思っておりません。情報を重ねるようなことになってしまいかねませんので、むしろ、情報コミュニケーション支援条例として、言語としての手話の位置付けをきちっと明確にした上で、障害者と言われる方たち全般の施策という形でまとめられる方が、私たちとしては望ましいというふうに考えております。

また、ここからは視覚障害のことについて、皆さんに感じていただきたいと思うんですが。現在、視覚障害の人たちは921人おられるということですが、長い間点字があれば、これで十分と。皆さん考えておられたようですが、中途障害の方のほとんどが、大人になって失明されるわけです。皆さん、目をつぶってスマホを操作できますか。今、行政手続も、様々な申請も、災害情報を得るのも、全部スマホです。テレビでも、「QRコードをご覧ください」「QRコードからアクセスしてください」です。目をつぶってQRコードを読み取って、アクセスできますか。これが問題なんです。視覚障害の分野では、音訳点訳が行われており、全国の図書館がオンラインで結ばれておまして、書籍を読めるように普及して参りました。ですが、一番困るのは日常生活なんです。コロナ禍、全国それぞれ自治体の給付金がありました。行政の方から、「視覚障害者の申請が少ない。計画して欲しい」という要請がありました。しかしながら、通知が届いても、「どこから来たのか」「内容は何か」がわからない。申請なんかできっこありません。まして、誰が書くのか。高齢のお一人暮らしの方が多いんですね。ヘルパーを使ってる方いらっしゃいますけど、介護保険では、家に来ないかというサービスはありませんので、申請したくても申請できない。こういう状況を考えますと、条例の前文に、聴覚障害者のこれまでの長い苦しみの過程が書かれておりますけど、これから、情報化社会・デジタル化がどんどん進めば進むほど、聴覚障害の方たちの、コミュニケーション障害は大幅に改善されていきます。しかし、視覚障害者はますます障害が増え、おそらく情報化社会の中では、かつての聴覚障害の方たちの、何百倍苦しむ状態になっているだろうと、私は大変危機感を持っています。

点字が読める方は、全体の9%台なんです。点字があればいいということではない。聴覚障害の方には、手話通訳が派遣されています。視覚障害の方に、代筆代読の派遣があるかという、そうしたサービスは、千葉市にはありません。全国の意思疎通支援事業の中で、制度化しているところはほとんどなく、函館市などわずかにあり、制度設計があまり使いやすい形になってないです。ですから、障害者にも何かを提供するというだけでなく、コミュニケーションの発信手段、情報保障の一環ですので、これもきちんと条例の中で明記していただいて、具体的な施策としてですね、明確に位置付け、実施する方向で検討していただきたいと、このように思います。

(大濱会長) はい。事務局はどうでしょうか。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課の大坪です。ありがとうございます。まず、手話に係る規定或いは条例化というのは、様々なご意見があると思っておりますので、た

だいまの意見もその一つとして、大事にさせていただきます。やはり、千葉県で手話言語に係る規定はかなり詳細に決められておりますので、千葉市として、現行の手話について、さらにどうすべきかということ、議論を重ねていきまして、皆さんで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

視覚障害のあり方につきましては、おっしゃる通り、特に情報化とかスマートフォン、タッチパネル式の情報利用が非常に増えて、発信もそれで行うことによって、結局触覚ではわからない。文字情報が大変増えるということで、飲食店一つとっても、非常に視覚障害者の方は難しいと私も聞いております。場合によっては、利便性が低くなっていく可能性があるテクノロジーがあるということだと思いますが、そういったことも、定めて欲しいということと、お聞きいたしました。

また、代筆代読につきましては、おっしゃる通り、まだ導入している自治体は、少ない状況です。そこをどのように解決していくか。代筆代読の独立したサービスを入れていくのか、既存のサービス運用で何か補うことができるかどうかというのを、考えていく必要があると思っております。あと、市役所からの情報発信につきましては、ワクチン接種等の大事なお知らせもいろいろあった中で、封筒に点字を打ったりして試行錯誤を重ねるところでございます。これから、条例にどのようにその大事さをうたっていくかを考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

(高梨委員) はい。視覚障害者が、これからますます難しくなるだろうという視点を置いて考えていただきたいというふうに思います。具体的なところでぜひ、代筆代読を、施策として位置付けていただいて、千葉市がむしろ全国のモデルとして、事業を実施していただけたら、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課大坪です。ご要望承りました。

(高梨委員) ありがとうございます。はい。ぜひ検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(大濱会長) 高梨委員、よろしいでしょうか。

(高梨委員) はい。

(大濱会長) 高山委員、どうぞ。

(高山委員) 身体障害者福祉会の高山でございます。あの、勉強不足で全く申しわけないんですが、先ほどから、聾学校で手話が使えない時期がずっとあったと。そのときに、聾学校でお勉強した人達が、現在手話をどういうふうにしてできるようになったのか。それと、手話が言語であるという法律ができて、現在、どのくらいの人々が本当に手話をできているのか。その辺のデータをお聞きしたい。

(大濱会長) 事務局どうでしょうか。

(大坪障害者自立支援課長) はい。障害者自立支援課大坪です。事務局の存じている範囲でございますが、手話がもともと聾学校で禁じられていた時は、口話というのが主に教えられてきていて、ただし、手話を、おそらく授業以外で引き継いで守ってきた方もいらっしやう。そうして伝承され、全国団体が、昭和40年代ですか、理解が浅かったら申し訳ないですが、それぐらいに、学校で復活したような話を私は存じております。ですので、空白の時間は、当事者の皆様が、おそらく引き継いで、今に至っているのではないかと思います。よろしければ、委員の方にも、ご意見いただければ幸いです。

(大濱会長) どうぞ、国本委員。

(国本委員) その通りです。

(大濱会長) ご意見ございますでしょうか。加藤清道委員。

(加藤清道委員) 盲ろう者友の会の加藤です。情報アクセシビリティについてですが、まず、手話ありきという感じです。ところが、聴覚障害者が全員手話ができるわけじゃないと思います。盲ろう者の聴覚障害がある人にとっては、手話を使える人は少ないんです。視覚障害がある人が、だんだん年をとって、聴覚に障害が出てきた場合、手話を勉強しようと思っても、なかなか覚えられない。なので、盲ろう者の中には、掌に文字を書いたり、指字と書いて、点字タイプライターを打つように、両方の人差し指・中指・薬指にトントンと、叩いてもらって、人の話を読み取るというような方法もあります。これらの人への配慮も、入ったらいいなと思います。以上です。

(大濱会長) はい。加藤清道委員。ありがとうございます。何かご意見ございますでしょうか。

(国本委員) 国本です。今、高山さんの方からご質問いただきました、自分の場合はろう学校の時の経験を少し話したいと思います。例えば、幼稚部からあるんですね。幼稚部の時には全く手話は使えません。もう無理やり口話です。口話の練習をさせられました。口を開いて、発音聞こえないのに発音をするように、ずっとそこでひたすらさせられました。あの当時ですから、スパルタです。もう叩かれることもありました。本当にスパルタ教育でどうにか、少しお話ができるように、というふうな教育を受けてきました。今思うと、もう本当に無駄だった時間、あの時間に手話があれば、本当にもう、社会に出てからは手話を中心ですので、あの時に手話があったらよかったなと思います。手話がなかったら今自分は社会の中で生きていけないという風に思っています。本当に手話は命です。自分にとっては、それぐらい大事な本当に言語であるという風に思っています。

(大濱会長) はい。ありがとうございます。事務局お願いします。

(大坪障害者自立支援課長) はい。障害者自立支援課大坪です。まず、加藤清道委員から、盲ろう者の方の特性を踏まえた支援等も、ぜひ位置付けて欲しいというご意見ございました。おっしゃる通り、盲ろう者の方は、視覚・聴覚両方に障害があり、なおかつ、それぞ

れの障害の特性が、人によって異なる。全盲ろうの方もいれば、弱視ですがろう者の方、あるいは、その逆の方など、いろんな方によって、指で触る点字、あるいは指の甲を叩く点字など様々な方法で、支援を受けておられると聞いております。その特性につきましても、ぜひ、ご意見を踏まえて、書くかどうか検討をして参りたいと思います。そして、千葉県の条例につきましては、盲ろう者の方が明確に位置付けられていることも踏まえまして、参考にして、千葉市としてどのように、そこに書いていくべきかというのも考えていきたいと思ひます。

あと、国本委員ありがとうございました。非常にいろいろ困難な時を過ごされたと、あと貴重なお話をいただきました。あと、高山委員からご質問のあった、手話をできる方がどれぐらいいらっしゃるかにも答えられておりましたが、市としての統計はないんですが、国が5、6年に1回、アンケート調査を行っています。「生活のしづらさに関する調査」という、国勢調査結果をもとに、手帳を持っているかどうかにかかわらず、全数調査をかけて統計を取っていますが、主な日常生活のコミュニケーション手段として、手話、手話通訳を回答した人が、65歳未満が25%、65歳以上が4.3%、全体で8.5%という数字がございます。65歳以上ですと、加齢によって聴覚に障害がある方も多いので、いわゆる手話の識字率が低くなっていると、そういうこともあるかと思いますが、大体のイメージとしては、これぐらいの割合と、統計が出ております。以上でございます。

(大濱会長) はい。高山委員、どうでしょうか。よろしいですか。

(高山委員) 実は私、知床なんです。生まれたの。こちらの方で、いとこがろう者ということでしたんですが、学校にほとんど来てない。来てもお勉強にならない。結局、自宅でお父さん、お母さんがジェスチャーでいろいろ伝えて、それでコミュニケーションを自宅ではとれる。でも、一般の人といたらほとんどコミュニケーションが取れないということで、小学校、中学校、当然高校も行っていない。義務教育さえ受けてないというふうなことで、手話はほとんどできない。だから、田舎の保育って、ほとんどそういう状態。だからこういう都会でもそんなに、県に1つろう学校があるかないか、というような状態だと思います。だからそこで、ろう者が本当に手話が言語だと言っているのかどうかというのが疑問というところがあります。だから、反対にそれが言語だということで、市が全面にバックアップして、聴覚障害者全員手話ができるというようなことでやっていただければ嬉しいなというふうに思っています。よろしくお願ひいたします。

(大濱会長) はい、事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) はい、ありがとうございます。障害者自立支援課大坪です。望む方が全員できるかという、全員というのはかなりハードルが高いと思いますが、希望しても学べないといったことがないようにと受け取りました。そのあたりは、まず理念として、どのように考えていくかを、きちっと書けるかどうか考えていきたいと思ひます。

(大濱会長) はい。高山委員。よろしいでしょうか。はい。他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。はい、山口委員。

(山口委員) 千葉県手話通訳問題研究会千葉市班の山口と申します。今、高山委員のお話を聞いて、感動しました。手話ができる方、みんなが手話を使えるようになれば、本当にこれが手話を学んできて、聞こえない方たちの活動をともしてる私たちも日頃常にそういう思いを持っています。条例に至る背景の資料があるんですけども、手話言語条例とコミュニケーション条例で、似ているようで、その目的がちょっと違うのかなあと思いますが。今、高山委員がおっしゃったように、手話をみんなができるようにという、普及というのでしょうか。手話って言語なんだよ。私たちが使っている音声言語とはちょっとまた違う体系の、独立した言語なんですよっていうことを明記していただいて、そこから皆さんが手話を知って学んでいただく、広がる。聞こえない方たちの暮らしやすさが楽になる。その上で、手話通訳をさせていただいている立場から言いますと、現在、手話通訳者の高齢化が進んでおります。養成講座を千葉市で毎年開催していただいて、本当に感謝しております。どんどん通訳が増えてはいるんですが、なかなかそれに追いつかない状況。もし、手話言語条例、なるものがあれば、こういったところで手話の認知度が広がって、手話を学んでみたい人も、増えるのかなという希望を持っております。また、ちょっと話は戻るんですけど、最初に国本委員がおっしゃったように、私も思いとしては、手話言語条例とコミュニケーション条例、今、千葉市の方で進めたいとおっしゃっていただいている条例と、二本立てで二つ。作っていただけたら大変ありがたいなという思いでおります。以上です。

(大濱会長) はい。事務局どうですか。

(大坪障害者自立支援課長) はい。障害者自立支援課大坪です。まず、手話の言語としての位置付けといいますか、言語の一つということ、例えば乱暴ですが、日本語、英語の並びで手話があるという考え方が基本とっております。そのように、非音声言語というもの、言語であるという認識が大事だと。皆さんが、懐に落ちるまで、広めるのが大事だということですね。ありがとうございます。

あと、(条例を) 1本 (にするか) 2本 (にするか) の話は、様々な意見があるところであります。これは議論を重ねて、皆さんで結論を出したいと思っておりますので、意見として、了解いたしました。ありがとうございます。

(大濱会長) はい。山口委員、よろしいでしょうか。

(山口委員) ありがとうございます。

(大濱会長) その他、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。はい。野崎委員、お願いします。

(野崎委員) ありがとうございます。私は、日頃臨床医として、病院で働いているんですけども、先ほどの、委員の方々のお話にも少しありましたように、障害のある方、幼少時から目が見えない・耳が聞こえないというような方で、手話を身につけられたり、点字をきちんと学習されている方に加えて、中途から、特に中高年以降に障害を持つようになった方というのが非常に増えていらっしゃる。その方々は、必ずしも手話ができたり、あ

るいは点字ができたりしないので、非常にコミュニケーションに障害を抱えていらっしゃるという方。ちょっと統計のほうは存じ上げないのですが、おそらく、生まれながらという方よりも、中途からというの方が、マジョリティになってきているのではないかと。うふうな、印象を東京に働いていて思っておりますが、そのことを考えると、手話ができる、点字ができる方々の手話とか点字に対するアクセス数をきちんと確保して、権利を擁護していく。それにとどまらず、そういうのができない方、例えば、60代になってから、失聴したり失明した方には、『じゃああなたは今から点字をきちんと学習しなさい』、あるいは、『手話をきちんと身につけなさい』と、これはちょっと現実的に難しいのではないかと考えます。特に手話が言語であるということを考えると、60歳からきちんとその、何と言いますか、ネイティブ並みに身につけるのは非常に難しく、むしろ、例えば文字であるとか、そういう別の手段でコミュニケーションをとっていく方が現実的なのではないかというふうに考えたりするんですね。

そのことを考えると、手話・点字に対するアクセスだけでなく、それぞれの障害者の方の特性であるとか、能力に合わせた多様なコミュニケーションに対する支援というものが、おそらく非常に望まれていて、手話、点字が大事なのももちろんのことですけれども、それぞれの方々の障害あるいは能力に合わせた、特性に応じた様々なコミュニケーション手段に対する支援というものが、必要なのではないかと考えております。以上です。

(大濱会長) はい。事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) はい。障害者自立支援課大坪です。ありがとうございます。これも非常に大事なご意見だと思います。おっしゃる通り、手話は言語でありますので、途中から、短い時間で、使いこなすのは、確かに非常に難しいものでもございます。ですので、様々な障害の種別とともに、障害に至った時期も踏まえて、皆さんが、円滑に意思疎通できるようにというのは、やはり大事なのだなと思っておりますし、コミュニケーション支援条例の形を志向しているのは、そのことも一因でございます。もちろん、手話を言語としての位置付けを大事にされているというのは、述べていただいている通りでございますが、野崎委員のご意見も大事にして今後議論をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(大濱会長) はい。野崎委員、よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問ございますか。はい、佐久間委員。

(佐久間委員) 弁護士の佐久間です。どうぞよろしく申し上げます。私は、権利擁護の観点から、少しコメントさせていただきたいと思っております。一人一人を大切にということで、障害特性に応じた個別対応ということがいま求められています。かつて、緊急時、災害時のときに、情報格差や、情報難民になりがちだった障害の方がいらっしゃったと思います。その辺はいろんなツールができてきて、ある程度進んできたところもあるんじゃないかと思っております。それから、いろんな社会的な活動を通して、コミュニケーションしたいということになってきて、意思疎通があるねって話になってきていると思っております。

さらに最近だと、自己決定とか、より良い人生を送るために、いろんな情報を得て、そ

の中から自分で選ぶ。あと、わからないことがあればさらに情報にアクセスしやすい、そういう環境にあることをとても重要だと考えていて、条例の背景のところに、「一人一人を大切に」とか、「自己決定のために必要な情報収集の機会を持つ」とありますが、そのためには、受信と発信も大事なんだよってというふうに関連づけて、コメントを作っていただけだとわかりやすいのではないかな、というふうに思ったところです。

(大濱会長) はい。事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) はい。障害者自立支援課の大坪です。ありがとうございます。災害時のっていうのは、キーワードと思っております。起こらないで欲しいのですが、そういったものを教訓にして、そこで生まれた大事な理念っていうのも、位置付けるべきだと。そこで、一人一人を大事に、おっしゃる通り、障害のある方もその障害の対応というのは一人一人によっても違います。もう一つは、意思決定を保障するという。コミュニケーションを支援する、通じるっていうのは、大事ですけど、そこで、意思のキャッチボールをでき、ちゃんと決定できるまで、納得のいくまで情報を伝えられる、伝わるというのが大事で、差別解消法でも非常に大事にしている。国の理念でもありますので、それをちゃんと伝えるように、書ければと思います。ありがとうございます。

(大濱会長) はい。佐久間委員よろしいでしょうか。はい。他にどなたかご意見、ご質問ございますか。はい。加藤悦子委員。

(加藤悦子委員) 重症心身障害児者を守る会の加藤と申します。今回、このような大きな会議に出席することになりまして本当に緊張しているんですが、私たちの子供は本当に重い肢体不自由と重い知的障害を併せ持った障害ということで、親・保護者の立場でいるわけで、重症児者が、自分のコミュニケーションをとるとか、そういうことができる、できているっていうのは全然思っていなかった次第で、本当に、今千葉市の障害者基幹相談支援センターとかで、部会をしていただいていることで、重症児者の、そのコミュニケーション支援とかも、本当にまさにこれからっていう段階である、いろいろみんなで考えてくださっているところで、あと一部、ICTというのでしょうか、機械を使って、意思を確認するとかも、本当にそんな段階で、親が思い通りにしてきちゃっているっていう。これまでは。きっとあると思うんですね。ですから、千葉市でこのように、子供の気持ちとか、本当にコミュニケーション以前の問題のような気がします、取り上げていただくことは本当にありがたいと思っています。これからを期待したいと思います。具体的な、こういう制度とかっていう言葉では全然まだ考えられないんですが、期待しているところです。よろしく願いいたします。

(大濱会長) はい。事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) はい。障害者自立支援課の大坪です。ありがとうございます。加藤委員がおっしゃる通り、重症の心身障害児者の方との意思疎通というのは、非常に、より難しい部分っていうのは当然あるということでございますが、同時に、やはりそういった方々にも、大事な意思決定誰も奪えないような、その意思による決定というものをどうやって伝えて、守っていくかというのはやはり大事な問題であると思っております。

そのためには、一つは、利便性の高い何らかのツールというのも大事でしょうし、あとは、どのように人が仲立ちをするかというのもやはり大事だと考えております。この条例の文章の中で、うたい尽くすのはなかなか難しいと思いますが、そういった委員のご意見が込められるように、あと、そのあとの施策に繋がるようにどういったふうに、位置付けるかというのは引き続きご意見いただきたいと思っております。ありがとうございます。

(大濱会長) はい。加藤(悦)委員。よろしいでしょうか。はい。他にどなたかご意見ございますか。はい。高梨委員、どうぞ。

(高梨委員) 皆さんの意見を聞いていて感じますのは、1つは、手話を言語として位置付けていかに普及させていくかという論点と、多様な情報障害のある方たちに対して、今後どのように情報アクセシビリティを高め、保障していくかという施策の問題と二つあると思うんですね。これを今後、市の事務局の方で、書いてる際、どのような形で切り分けていくのかというところが、難しいところでもあり、また、重要な点になるのかなというふうに思います。一緒くたにして考えてしまうと、どうしても論点がはっきりしないということになりかねないということを感じました。

それからもう一つは、手話の普及という点で気になるのが、市の方でこの条例を作った際に、学校教育の中で、これをどれだけ深めていくことが可能なのか、というところが少し気になっております。もう十数年前になりますが、鳥取県が手話言語条例を先駆けて作って現在、私が聞くとところによりますと、公立高校の40%ですかね、それから、小中学校の35%の学校に手話サークルができていくということです。もし千葉市でやるならですね、極端なことを言えば、千葉市内の教育機関で、1週間に1時間、必ず手話教育を義務づけるような条例をつくれと。もう千葉市では20年後には、誰もが手話を使えるようになるわけですね。いかにやるかやらないかでして、それを、いわゆる実っていくのがある方向でできるかというところが課題なのかなと思っております。

(大濱会長) 事務局どうですか。

(大坪障害者自立支援課長) はい。障害者自立支援課の大坪です。ありがとうございます。まず1点目は、確かに手話の普及等と情報の一つの施策、ここの切り分けというか、区別というのは、確かに大事にしていく必要があると思っております。非常に内容というか目的が、同一ではないと、私も認識しております。条例の中でどううたっていくか、混ざらないようにするか、というのは大事だと思います。

もう一つ、学校教育における、主に手話普及でございます。おっしゃる通りどのような目標を掲げていくかということが大事ですが、条例にうたうべきものは、やはり理念と思っておりますので、その全校で何をするというものは、具体的な目標として、条例でどんな姿を目指すのかというのを、書けるかをまず、考えていきたいと思っております。鳥取県さんでも、小中学校ですとまだ3割台ということでございますので、本市は、おそらくサークル等がある学校はかなり少ないと認識しております。到達点としてよりも、考え方としてどういうふうにやっていくかというのをまず文章の中で考えていきたいと思っております。

(大濱会長) はい。高梨委員、よろしいでしょうか。他にどなたか、どうぞ、成田委員。

(成田委員) 千葉市手をつなぐ育成会、成田と申します。本日はありがとうございます。今、お話しの中でもありましたように、理念の文章というのはとても大事だなというふうに考えております。その中で、今決まっている条例の基本的な考え方というところで、「すべての障害のある人が、障害種別によって分け隔てなく情報を利用取得し」、というふうに、今日お伝えしていただいているんですけども、障害種別と、その障害が重かったり、軽かったりされる、いろいろな方が、いらっしゃると思いますので、種別によってというところと、障害の重さによってというところ、お考えいただけたらありがたいなと思いました。

(大濱会長) はい。事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) はい。障害者自立支援課の大坪です。ありがとうございます。確かに、障害の程度と言っているかわかりませんが、支援の度合いによって区別されることなくというのは、おっしゃる通り、大事なことと思っております。要は、ここまででよい、というものではないというのが、理念として思っただけではないということだと受け取りました。その通り書けるかというのは、考えていきたいと思っております。

(大濱会長) はい。成田委員。よろしいでしょうか。はい、他にどなたかございますか。よろしいでしょうかね。それではですね、以上で議題3を終わります。他に何かございますでしょうか。特に、ないでしょうか。事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) ありがとうございます。次今日の意見をいろいろいただきましたので、やはり回数は予定通りいくと次回は9月となる予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

(大濱会長) 最後のほうは、かなりいろいろ皆様のご意見が、出ましたけども、まだ始まったばかりで、なかなか白熱したご意見がいろいろあったと思いますので、これから先もまだ意見は続くと思いますが、千葉市の条例がですね、素晴らしい条例になることを願って、以上で本日予定されている議題はすべて終了したということで、なおですね、本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び会長にご一任をお願いいたします。それでは、これもちまして、令和6年度第1回千葉市障害者施策推進協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) それでは司会に戻ります。本日の審議はこれで終了となります。お帰りの際、お忘れ物がございませんようお気をつけてお帰りください。また市役所駐車場ご利用の皆様は、受付でお預かりしました駐車券をお渡ししますので、受付にお立ち寄りください。それでは委員の皆様、長時間にわたりましてご審議誠にありがとうございました。以上でございます。お疲れ様でした。

午後8時50分閉会